○大阪市旅館業法の施行等に関する規則

平成16年12月24日
規則第134号

改正　平成17年３月28日規則第20号
平成20年５月23日規則第100号
平成20年９月26日規則第151号
平成24年３月30日規則第95号
平成25年３月29日規則第119号
平成28年12月16日規則第173号
平成30年５月28日規則第89号
令和元年５月31日規則第３号
令和２年３月31日規則第53号
令和２年12月14日規則第143号
令和３年１月８日規則第４号
令和５年３月31日規則第52号
令和５年12月12日規則第121号
令和８年10月30日規則第125号

大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例施行規則を公布する。

大阪市旅館業法の施行等に関する規則

（趣旨）

第１条　旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第２号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（委任）

第２条　次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)　法第７条第１項の規定により法第３条第１項の規定による許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること

(2)　法第７条第２項の規定により旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関

係者に質問させること

(3)　旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第４条の規定による届出を受け付けること

(4)　条例第９条第４号エ（キ）の規定による報告を受け付けること

(5)　条例第９条第４号オ（イ）の規定による報告を受け付けること

(6)　条例第12条第１項の規定による書面の提出を受け付けること

(7)　条例第15条第１項の規定により当該職員に旅館業の施設に立ち入り、条例第11条から第14条までに規定する措置の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させること

（専決）

第３条　保健所長は、前条各号に掲げる事務を生活環境担当部長に専決させることができる。

（書類の提出）

第４条　法第３条第１項の規定による許可又は法第３条の２第１項、第３条の３第１項若しくは第３条の４第１項の規定による承認を申請しようとする者は、所定の様式による申請書を市長に提出しなければならない。

２　規則第４条の規定により届け出ようとする者は、所定の様式による届出書を保健所長に提出しなければならない。

（許可申請書の記載事項）

第５条　規則第１条第１項の申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　営業施設の管理者を置く場合にあっては、当該管理者の氏名及び住所

(2)　営業を開始する予定年月日

(3)　その他市長が必要と認める事項

２　規則第１条第１項第５号に掲げる営業施設の構造設備の概要は、次に掲げるとおりとする。

(1)　営業施設の存する建物の構造及び床面積

(2)　営業施設の存する階

(3)　旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業にあっては、玄関帳場の有無

(4)　客室の種別、床面積、数及び定員

(5)　共同用の洗面所の数

(6)　共同用の入浴設備の数及び種類

(7)　共同用の便所の数及び種類

(8)　使用する水（以下「使用水」という。）の種別

（許可申請書の添付書類）

第６条　前条第１項の申請書には、規則第１条第２項の規定による図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　周囲300メートル以内の見取図（縮尺はおおむね3,000分の１とし、法第３条第３項各号に掲げる施設の所在地及びその敷地からの距離を明示したもの）

(2)　玄関帳場を有しない場合にあっては、条例第３条第４号アに規定する管理事務室の付近の見取図

(3)　建物の一部に営業施設が存する場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア　当該建物に現に居住の用に供している部分が存しないことを証明する場合　当該建物に現に居住の用に供している部分がないことを確認できる書類

イ　当該建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であることを証明する場合　当該建物の構造を確認できる書類

ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　当該建物の防音性能を確認できる書類

(4)　営業施設の存する建物について法令により検査又は確認を要する場合にあっては、市長が公衆衛生上特に支障がなく、かつ、当該営業施設が安全であると認めた場合を除き、その検査又は確認を完了していることを証する書類の写し

(5)　使用水が水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水に係る水道法（昭和32年法律第177号）第４条の規定による水質基準に関する水質検査成績書の写し

(6)　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(7)　その他市長が必要と認める書類

２　規則第１条第２項に規定する図面は、営業施設の存する建物の配置図及び立面図並びに営業施設の存する階の平面図とする。

３　前項の平面図は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1)　営業施設の間取り

(2)　客室の床面積

(3)　客室及び私室の別

(4)　便所及び入浴設備の位置

(5)　玄関帳場を有する場合にあっては、玄関帳場の位置

(6)　玄関帳場を有しない場合にあっては、宿泊者の出入りを確認するためのビデオカメラその他の機器の位置

(7)　その他市長が必要と認める事項

（許可書の交付）

第７条　市長は、法第３条第１項の規定による許可をするときは、申請者に対し旅館業の許可書を交付する。

（承継承認申請書の添付書類）

第８条　規則第１条の３第１項の申請書には、同条第２項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の登記事項証明書

(2)　その他市長が必要と認める書類

２　規則第２条第１項の申請書には、同条第２項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　合併契約書の写し又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(2)　その他市長が必要と認める書類

３　規則第３条第１項の申請書には、同条第２項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　規則第３条第２項第１号に掲げる戸籍謄本を添付する場合にあっては、被相続人の戸籍謄本若しくは除籍謄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製された戸籍若しくは除かれた戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面

(2)　その他市長が必要と認める書類

（承認書の交付）

第９条　市長は、法第３条の２第１項、第３条の３第１項又は第３条の４第１項の規定による承認を行うときは、申請者に対し承継承認書を交付する。

（変更等の届出書の添付書類）

第10条　第４条第２項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　第４条第１項に規定する申請書の記載事項の変更の届出にあっては、当該変更の事実を明らかにした書類

(2)　営業の廃止の届出にあっては、第７条に規定する旅館業の許可書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（原湯等に使用される水道水以外の水及び打たせ湯の水質基準）

第11条　条例第３条第５号オ及び第７号ウ並びに第９条第４号オの市規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1)　色度は、５度以下であること

(2)　濁度は、２度以下であること

(3)　水素イオン濃度の数値は、5.8以上8.6以下であること

(4)　有機物は、全有機炭素の量で水１リットル当たり３ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあっては、過マンガン酸カリウムの消費量で水１リットル当たり10ミリグラム以下）であること

(5)　大腸菌は、検出されないこと

(6)　レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること

２　温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を使用するものであるため、前項第１号から第４号までに掲げる基準によることができない場合であって、衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことがある。

（善良の風俗を保持すべき地域における施設の外観及び外部の広告物の構造設備の基準）

第12条　条例第５条第７号エの色に係る市規則で定める基準は、次に掲げる色を使用しないことする。ただし、各立面の面積のうちに当該色を使用する部分の面積の合計の占める割合が20分の１以下である場合は、この限りでない。

(1)　マンセル表色系で赤(R)系の色相の色のうち、彩度６を超える色又は彩度３を超え、かつ、明度４を超える色

(2)　マンセル表色系で黄赤(YR)系又は黄(Y)系の色相で、彩度４を超える色

(3)　マンセル表色系で前２号に掲げる色相以外の色相で、彩度２を超える色

(4)　金色

２　条例第５条第７号エの照明設備に係る市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)　サーチライト及び建物全体を照らす照明設備が設けられていないこと

(2)　光源が点滅する照明設備が設けられていないこと

（浴槽水の水質基準）

第13条　条例第９条第４号エの市規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(1)　濁度は、５度以下であること

(2)　有機物は、全有機炭素の量で水１リットル当たり８ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定の結果によることが適切でない場合にあっては、過マンガン酸カリウムの消費量で水１リットル当たり25ミリグラム以下）であること

(3)　大腸菌群数は、水１ミリリットル当たり１個以下であること

(4)　レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること

２　浴槽水（条例第３条第５号カに規定する浴槽水をいう。以下同じ。）に浴用剤等を加え、又は浴槽水として温泉を使用するものであるため、前項第１号又は第２号に掲げる基準によることができない場合であって、衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の全部又は一部を適用しないことがある。

（飲用に適する水）

第14条　条例第９条第９号の市規則で定める飲用に適する水は、水道法第４条の規定による水質基準に適合する水とする。

（寝具及び寝衣類の消毒）

第15条　条例第９条第11号の寝具の消毒は、毎月１回以上、日光消毒その他の適当な方法により行わなければならない。

２　条例第９条第11号の寝衣類の消毒は、日光消毒その他の適当な方法により行わなければならない。

（立入調査等に係る証明書）

第16条　条例第15条第３項の証明書は、別記様式によるものとする。

（施行の細目）

第17条　この規則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附　則

この規則は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成17年３月28日規則第20号）

１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可について適用し、同日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

附　則（平成20年５月23日規則第100号）

この規則は、平成20年６月１日から施行する。

附　則（平成20年９月26日規則第151号）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の大阪市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可について適用し、施行日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

３　前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に存する施設を利用して新たに旅館業を経営するために行われる申請に係る旅館業法第３条第１項の許可については、なお従前の例による。

４　附則第２項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条若しくは第６条の２の規定による確認を受けた施設（前項に規定する施設を除く。）又はこれらの確認の申請を行っている施設を利用して新たに旅館業を経営するために平成21年10月１日までに行われる申請に係る旅館業法第３条第１項の許可については、なお従前の例による。

５　前３項の規定にかかわらず、施行日前に行われた申請に係る旅館業法第３条第１項の許可を受けた旅館業の施設及び前２項に規定する施設を施行日以後に改修する場合においては、当該改修する部分に限り、改正後の規則の規定を適用する。

附　則（平成24年３月30日規則第95号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第119号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の大阪市旅館業法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる申請に係る旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可について適用し、同日前に行われた申請に係る同項の許可については、なお従前の例による。

附　則（平成28年12月16日規則第173号）

この規則は、平成28年12月19日から施行する。

附　則（平成30年５月28日規則第89号）

この規則は、平成30年６月15日から施行する。

附　則（令和元年５月31日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月31日規則第53号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月14日規則第143号）

この規則は、令和２年12月15日から施行する。

附　則（令和３年１月８日規則第４号）

この規則は、令和３年１月12日から施行する。

附　則（令和３年３月26日規則第37号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日規則第52号）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の大阪市旅館業法の施行等に関する規則別記様式による証明書は、この規則による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する規則別記様式による証明書とみなす。

附　則（令和５年12月12日規則第121号）

１　この規則は、令和５年12月13日から施行する。

２　旅館業法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第101号）附則第２条に規定する者に係るこの規則による改正前の大阪市旅館業法の施行等に関する規則第５条第１項及び第６条第１項の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和８年10月30日規則第125号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年10月30日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた同項の許可の申請については、

なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に旅館業法第３条第１項の許可を受けて設置されている旅館業の施設を利用して新たに旅館業を経営するために行われる同項の許可の申請については、なお従前の例による。

4　附則第２項の規定にかかわらず、旅館業法第３条第１項の許可を受けようとする旅館業の施設の構造設備の概要その他の市長が定める事項の届出を施行日前に行った施設を利用して新たに旅館業を経営するために行われる同項の許可の申請については、なお従前の例による。

別記様式(第16条関係)

(第1面)

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

大阪市長　　印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

別記様式（第16条関係）